

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

| | |
|--|---|
| 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号) | 1 |
| 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号) | 6 |
| 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号) | 8 |

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）（第一条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（願書の記載事項） 第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三（略） 四 条約第八条(1)の規定により国際出願について優先権を主張しようとする者は、その旨及び次に掲げる事項 イ（略） ロ 優先権の主張の基礎となる出願の年月日 八・二（略） 五〇七（略）</p> <p>（意見書の提出） 第二十二條の二 出願人は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられたときは、同項の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。 2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。</p> <p>（国際出願日の通知） 第二十三條 特許庁長官は、法第四条第一項又は第三項の規定により国際出願日の認定をしたときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。</p> <p>（国際出願として取り扱わない旨の通知） 第二十五條 特許庁長官は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した</p> | <p>（願書の記載事項） 第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三（略） 四 条約第八条(1)の規定により国際出願について優先権を主張しようとする者は、その旨及び次に掲げる事項 イ（略） ロ 国際出願日の前一年以内の日に当たる優先権の主張の基礎となる出願の年月日 八・二（略） 五〇七（略）</p> <p>（国際出願日の通知） 第二十三條 特許庁長官は、国際出願日の認定をしたときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。</p> <p>（国際出願として取り扱わない旨の通知） 第二十五條 特許庁長官は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した</p> |

期間内に手続の補完に係る書面の提出をしないとき又は同項の規定による命令に基づき提出された当該書面において、その手続の補完がされていないときは、その出願は国際出願として取り扱われない旨をその理由を付して出願人に通知しなければならない。

(図面の提出期間)

第二十七条 法第五条第二項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項の規定による通知の日から二月とする。

(優先権の主張の補正命令等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、第一項の規定により優先権の主張について補正をすべきことを命じられた出願人が前条第一項に規定する期間内にその補正をしなかつたときは、その優先権の主張は初めからなかつたものとみなす旨を出願人に通知しなければならない。ただし、当該補正の事由が、優先権の主張の基礎となる出願の番号の記載がないこと、国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る事項が優先権書類の記載事項と同一でないこと又は国際出願日が優先日から一年二月を経過した後の日でないことであるときは、この限りでない。

(優先権の主張の補正の特例)

第二十八条の二 出願人が、第二十七条の三の規定にかかわらず、前条第三項の規定による通知を受ける前であつて第二十七条の三第一項に規定する期間の経過後一月以内に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をしたときは、その補正は、同項に規定する期間内にしたものとみなす。

(国際出願の明細書等の補完)

期間内に手続の補完をしないときは、その出願は国際出願として取り扱われない旨をその理由を付して出願人に通知しなければならない。

(図面の提出期間)

第二十七条 法第五条第二項の経済産業省令で定める期間は、国際出願日(法第五条第二項の規定により認定されたものを除く。第七十二条第二号において同じ。)から三十日とする。

(優先権の主張の補正命令等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、第一項の規定により優先権の主張について補正をすべきことを命じられた出願人が前条第一項に規定する期間内にその補正をしなかつたときは、その優先権の主張は初めからなかつたものとみなす旨を出願人に通知しなければならない。ただし、当該補正の事由が優先権の主張の基礎となる出願の番号の記載がないこと又は国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る事項が優先権書類の記載事項と同一でないことであるときは、この限りでない。

第二十九条の二 特許庁長官は、法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、明細書若しくは請求の範囲の一部がないこと（同条第一項第四号に該当する場合を除く。）又は図面の全部若しくは一部がないことを発見したときは、出願人に対し、書面により手続の補完を二月以内にすべきことを命じなければならぬ。

2 出願人は、前項の期間内に限り、意見書を提出することができる。

3 第一項の規定による命令に基づく手続の補完（以下第二十九条の五までにおいて単に「手続の補完」という。）は、様式第十二又は様式第十二の二により、前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

（手続の補完の特例）

第二十九条の三 出願人は、前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月間に限り、手続の補完をすることができる。

（国際出願日の認定及びその通知）

第二十九条の四 特許庁長官は、出願人が第二十九条の二第一項又は前条に規定する期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。ただし、当該書面の到達の日が法第四条第三項の規定による国際出願日の前であるときは、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により国際出願日の認定をしたときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

（手続の補完の取下げ）

第二十九条の五 出願人は、前条第二項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が認定された国際出願に係る手続の補完を取り下げることができる。

2 前項の規定による手続の補完の取下げがあつたときは、手続の補完に係る前条第一項の規定による国際出願日の認定はなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による手続の補完の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしななければならない。

(意見書の提出)

第三十条の二 出願人は、法第六条の規定により手続の補正をすべきことを命じられたときは、同条の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

(審査官による要約書の作成等)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 出願人は、前項の国際調査報告の送付の日から一月間に限り、要約書の訂正を記載した書面又は意見書を提出することができる。

4 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

(手続の補完等の特例が認められない場合)

第七十二条 法第十七条の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる手続を当該各号に掲げる日から二月を経過した後に執つた場合とする。

一・二 (略)

(明らかな誤りの訂正)

第七十七条 出願人は、特許庁長官に対して提出した国際出願その他の書類(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願にあつては、願書に限る。以下この条にお

(審査官による要約書の作成等)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 出願人は、前項の規定による要約書の送付の日から一月間に限り、意見書を提出することができる。

4 前項の意見書は、様式第二十又は様式第二十の二により作成しなければならない。

(手続の補完等の特例が認められない場合)

第七十二条 法第十七条の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる手続を当該各号に掲げる日から三十日を経過した後に執つた場合とする。

一・二 (略)

(明らかな誤りの訂正)

第七十七条 出願人は、特許庁長官に対して提出した国際出願その他の書類(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願にあつては、願書に限る。以下この条にお

| | |
|--|-----|
| 改 正 案 | 現 行 |
| <p>（国際出願日の特例）</p> <p>第三十八条の二の二 特許庁長官は、特許協力条約に基づく規則（以下「規則」という。）^{20.3} (b) (ii) 及び^{20.6} (b) の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則^{20.3} (b) (i)、^{20.5} (b) 又は^{20.5} (c) のいずれかの規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。</p> <p>2 国際特許出願の出願人は、特許庁長官が前項の規定による通知に際して指定する期間内に限り、意見書を提出することができる。</p> <p>3 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。</p> <p>4 国際特許出願の出願人は、第二項の期間内に限り、第一項の規定による国際特許出願のうち、規則^{20.5} (c) の規定によりその国際特許出願に含まれることとなつた明細書、請求の範囲又は図面について、それらが当該国際特許出願に含まれないものとする旨の請求をすることができる。</p> <p>5 前項の請求は、様式第五十二の三により作成しなければならない。</p> <p>6 特許庁長官は、第四項の請求があつたときは、当該請求に係る明細書、請求の範囲又は図面は、国際特許出願に含まれないものとみなし、第一項の規定による通知にかかわらず、その国際特許出願の国際出願日を規則^{20.3} (b) (i)、^{20.5} (b) 又は^{20.5} (c) のいずれかの規定により認定された国際出願日としなければならない。</p> <p>（明らかな誤りの訂正）</p> | |

第三十八条の二の三 特許庁長官は、規則^{91.3}(f)の規定により規則

^{91.1}に基づく訂正を認めない場合は、出願人に対し、相当な期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

2| 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第三十八条の十三の二 塩基配列又はアミノ酸配列を含む外国語

特許出願に係る国際出願日における明細書が規則^{5.2}(b)の規定に従って作成されており、かつ、当該明細書に同条約に基づく規

則^{12.1}の規定に従って作成された配列表が記載されているときは、当該配列表は、特許法第百八十四条の四第一項の規定により提出される翻訳文に記載されたものとみなす。

2
5 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第三十八条の十三の二 塩基配列又はアミノ酸配列を含む外国語

特許出願に係る国際出願日における明細書が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則^{5.2}

(b)の規定に従って作成されており、かつ、当該明細書に同条約^{12.1}の規定に従って作成された配列表が記載されているときは、当該配列表は、特許法第百八十四条の四第一項の規定により提出される翻訳文に記載されたものとみなす。

2
5 (略)

実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）（第三条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（特許法施行規則の準用） 第二十三条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 特許法施行規則第三十八条の二の二、第三十八条の二の三、第三十八条の六から第三十八条の六の四まで、第三十八条の十一、第三十八条の十三第一項及び第三十八条の十三の二第二項から第四項まで（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係る部分を除く。）（国際出願日の特例、明らかな誤りの訂正、補正の提出の様式、特許管理人の届出の期間、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面等の提出の期間、特許番号の表示等の特例、信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。</p> <p>7）12（略）</p> | <p>（特許法施行規則の準用） 第二十三条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 特許法施行規則第三十八条の六から第三十八条の六の四まで、第三十八条の十一、第三十八条の十三第一項及び第三十八条の十三の二第二項から第四項まで（特許法施行規則第二十七条の二の適用に係る部分を除く。）（補正の提出の様式、特許管理人の届出の期間、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面等の提出の期間、特許番号の表示等の特例、信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。</p> <p>7）12（略）</p> |